

## 第4章 介護給付サービス等の見込み

### 1 利用者数・利用回数の見込み

利用者数・利用回数の見込みについては、これまでの利用状況や利用者数の増減、要介護認定者数の推計等を分析したうえで推計しています。

要支援者1・2の人が受けられる「予防給付」、要介護1から要介護5の人が受けられる「介護給付」の各サービスについて、月あたりの利用者数・利用回数は次のように見込まれます。(小数点以下四捨五入)

平成32年度(5年後)、平成37年度(10年後)は、利用者数の傾向や制度がこのまま続くと仮定した場合の参考数値です。

#### (1) 居宅サービス

##### ①訪問介護

ホームヘルパーが自宅に出向いて介護や家事などの身の回りの援助を行います。

訪問介護		第6期			第7期	第9期
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
予防給付	人/月	143	22			
介護給付	人/月	936	956	977	1,014	989
	回/月	24,290	24,879	25,534	27,076	27,019

※予防給付は、地域支援事業の総合事業に移行するため利用者数が減少します。

##### ②訪問入浴介護

浴槽や設備機器を備えた移動入浴車などが自宅を訪問し、入浴の介護を行います。

訪問入浴介護		第6期			第7期	第9期
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
予防給付	人/月	0	0	0	0	0
	回/月	0	0	0	0	0
介護給付	人/月	192	197	204	217	214
	回/月	813	852	903	1,002	970

③訪問看護

看護師や保健師などが居宅を訪問し、療養上の世話や看護の支援を行います。

訪問看護		第6期			第7期	第9期
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
予防給付	人/月	3	3	4	4	4
	回/月	29	33	51	51	50
介護給付	人/月	213	218	225	240	235
	回/月	1,054	1,075	1,104	1,159	1,137

④訪問リハビリテーション

リハビリテーションの専門家が居宅を訪問し、日常生活を送るために必要な機能訓練の指導や助言を行います。

訪問リハビリテーション		第6期			第7期	第9期
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
予防給付	人/月	6	7	7	7	7
	回/月	62	73	73	73	73
介護給付	人/月	55	57	59	61	60
	回/月	663	727	805	975	945

⑤居宅療養管理指導

医師・歯科医師・薬剤師などが居宅を訪問し、療養上の管理・指導を行います。

居宅療養管理指導		第6期			第7期	第9期
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
予防給付	人/月	6	7	8	8	8
介護給付	人/月	259	267	275	293	288

⑥通所介護（デイサービス）

デイサービスセンター等で、入浴・食事、機能訓練等のサービスを日帰りで行います。

平成28年度から、小規模の通所介護事業所は地域密着型サービスに位置付けられるため、通所介護の利用者数・利用回数が減少します。

通所介護		第6期			第7期	第9期
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
予防給付	人/月	234	29			
介護給付	人/月	1,609	1,433	1,508	1,548	1,506
	回/月	12,227	11,128	11,964	13,009	12,842

※予防給付は、地域支援事業の総合事業に移行するため利用者数が減少します。

## ⑦通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設や医療機関などで、理学療法士や作業療法士によるリハビリテーションを日帰りで行います。

通所リハビリテーション		第6期			第7期	第9期
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
予防給付	人／月	18	19	19	21	21
	回／月	2,081	2,099	2,114	2,107	1,906
介護給付	人／月	298	304	310	321	312
	回／月	2,081	2,099	2,114	2,107	1,906

## ⑧短期入所生活介護（ショートステイ）

家庭での介護が一時的に困難になった場合に、介護保険施設などに短期間入所し、食事や入浴などの日常生活の介護を行います。

短期入所生活介護		第6期			第7期	第9期
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
予防給付	人／月	25	26	29	30	29
	回／月	98	104	114	119	115
介護給付	人／月	1,006	1,046	1,095	1,166	1,143
	回／月	16,258	17,064	18,007	19,626	19,924

## ⑨短期入所療養介護

介護老人保健施設や医療施設に短期間入所して、医療上のケアを含む日常生活上の支援や機能訓練、医師の診療などを行います。

短期入所療養介護		第6期			第7期	第9期
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
予防給付	人／月	0	0	0	0	0
	回／月	0	0	0	0	0
介護給付	人／月	67	68	70	74	72
	回／月	513	529	555	584	567

## ⑩福祉用具貸与

車いす、介護ベッド等日常生活に必要な福祉用具の貸与を行います。

福祉用具貸与		第6期			第7期	第9期
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
予防給付	人／月	205	216	234	247	241
介護給付	人／月	1,765	1,820	1,880	1,960	1,915

⑪特定福祉用具購入

入浴や排泄に使用する用具の購入費について、保険給付を行います。

(利用限度額：年間10万円までの購入費に対して、負担割合に応じた給付が受けられます)

特定福祉用具購入		第6期			第7期	第9期
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
予防給付	人/月	7	8	8	10	8
介護給付	人/月	41	43	45	49	46

⑫住宅改修

居宅への手すり取付けや段差解消などの小規模な改修費について、保険給付を行います。

(利用限度額：20万円までの工事に対して、負担割合に応じた給付が受けられます)

住宅改修		第6期			第7期	第9期
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
予防給付	人/月	7	8	8	9	8
介護給付	人/月	24	27	30	30	29

⑬特定施設入居者生活介護

特定施設（有料老人ホーム等）に入居している人に、日常生活上の支援や介護の提供を行います。

特定施設入居者生活介護		第6期			第7期	第9期
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
予防給付	人/月	41	41	41	41	41
介護給付	人/月	111	111	111	111	111

⑭居宅介護支援 / 介護予防支援

サービスを利用するための計画（ケアプラン）の作成や利用の調整等を行います。

居宅介護支援 介護予防支援		第6期			第7期	第9期
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
介護予防支援	人/月	433	381	329	350	339
居宅介護支援	人/月	3,330	3,454	3,586	3,709	3,614

※介護予防支援の一部は、地域支援事業の総合事業に移行します。

## (2) 地域密着型サービス

地域密着型サービスは、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や小規模多機能型居宅介護の普及、新設される地域密着型通所介護等の影響を見込んでいます。

### ①定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中、夜間を通じてホームヘルパーなどが定期的に家庭を巡回、訪問し、日常生活の支援や介護を行うとともに、看護師などが家庭を訪問し、診療の補助などを行います。

定期巡回・随時対応型 訪問介護看護		第6期			第7期	第9期
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
介護給付	人/月	30	35	40	40	40

### ②夜間対応型訪問介護

夜間にホームヘルパーなどが定期的に巡回、訪問し、日常生活の支援や介護を行います。

夜間対応型訪問介護		第6期			第7期	第9期
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
介護給付	人/月	0	0	0	0	0

### ③認知症対応型通所介護

デイサービスセンターなどで、認知症と診断された高齢者に配慮した日常生活上の支援や機能訓練を行います。

認知症対応型通所介護		第6期			第7期	第9期
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
予防給付	人/月	0	0	0	0	0
	回/月	0	0	0	0	0
介護給付	人/月	48	50	55	57	57
	回/月	528	547	594	611	606

### ④小規模多機能型居宅介護

施設への通いを中心に、必要に応じて短期間の宿泊や、利用者の自宅への訪問を組み合わせたサービスを提供し、在宅での生活継続の支援を行います。

小規模多機能型居宅介護		第6期			第7期	第9期
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
予防給付	人/月	11	12	12	14	12
介護給付	人/月	69	76	82	91	94

⑤認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

施設に入居する認知症高齢者に対し、日常生活上の支援や機能訓練などのサービスを行います。

認知症対応型共同生活介護		第6期			第7期	第9期
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
予防給付	人／月	2	2	2	2	2
介護給付	人／月	250	250	250	250	250

⑥地域密着型特定施設入居者生活介護

地域密着型の特定施設（有料老人ホーム等）に入居している人に、日常生活上の支援や介護の提供を行います。

地域密着型特定施設入居者生活介護		第6期			第7期	第9期
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
介護給付	人／月	29	29	29	29	29

⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模な特別養護老人ホーム）

地域密着型の特別養護老人ホーム（定員29人以下）に入所している人に、日常生活上の支援や介護の提供を行います。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		第6期			第7期	第9期
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
介護給付	人／月	136	136	136	136	136

⑧看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護のサービスを同じ事業所が実施し、医療サービスの必要性が高い高齢者の在宅生活の支援を行います。

看護小規模多機能型居宅介護		第6期			第7期	第9期
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
介護給付	人／月	0	0	0	0	0

⑨地域密着型通所介護（小規模のデイサービス）

デイサービスセンター等で、入浴・食事、機能訓練等のサービスの提供を日帰りで行います。

平成28年度から、小規模の通所介護事業所は、利用定員18人以下のデイサービスとして居宅サービスから地域密着型サービスに位置付けられるようになります。

地域密着型通所介護		第6期			第7期	第9期
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
介護給付	人／月		263	277	284	276
	回／月		2,041	2,195	2,386	2,356

### (3) 施設サービス

施設サービスは、現在の施設の定員数と利用状況を考慮して見込んでいます。

#### ①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

身体または精神上、常時介護が必要で、在宅介護が困難な方が入所する施設です。ここでは、定員 30 人以上の施設を指します。

介護老人福祉施設		第6期			第7期	第9期
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
介護給付	人/月	628	628	628	628	628

#### ②介護老人保健施設

医療機関から退院した人などに対し、リハビリテーション等の医療サービスを提供し、在宅復帰を支援します。

介護老人保健施設		第6期			第7期	第9期
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
介護給付	人/月	360	360	360	360	360

#### ③介護療養型医療施設

病状が安定期にある高齢者等に対し、医学的管理のもとに介護や必要な医療の提供を行う施設です。改正介護保険法により平成 29 年度末まで廃止が延長されていますが、平成 30 年以降については、国で検討中です。

介護療養型医療施設		第6期			第7期	第9期
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
介護給付	人/月	20	20	20	20	20

【施設・居住系サービス見込み量（再掲）】

(単位：人／月)

	第6期						第7期		第9期	
	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成32年度		平成37年度	
	介護	予防	介護	予防	介護	予防	介護	予防	介護	予防
特定施設入居者生活介護	111	41	111	41	111	41	111	41	111	41
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	250	2	250	2	250	2	250	2	250	2
地域密着型特定施設入居者 生活介護	29		29		29		29		29	
地域密着型介護老人福祉 施設入所者生活介護 (小規模の特別養護老人ホーム)	136		136		136		136		136	
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	628		628		628		628		628	
介護老人保健施設	360		360		360		360		360	
介護療養型医療施設	20		20		20		20		20	
合計	1,577		1,577		1,577		1,577		1,577	



(4) 施設整備計画

第6期では、新たな施設建設は行わず、現在ある低所得者向けのケアハウスの一部を、混合型の特定施設入居者生活介護（介護予防含む）事業所として指定します。

①特定施設入居者生活介護（混合型）

圏域		年度	整備済	計画数値				
			平成26年度 末現在数	平成27年度 整備数	平成28年度 整備数	平成29年度 整備数	平成29年度 末現在数	
東部	施設数		3	施設数 1	0	0	施設数 1	
	定員数		124		0	0		
西部	施設数				0	0		定員数 50
	定員数				0	0		
南部	施設数				0	0		
	定員数				0	0		
合計	施設数		3	1	0	0	4	
	定員数		124	50	0	0	174	

※前ページの「サービス見込み量」は、定員数の70%に市外利用相当を加えて算出

②認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

圏域		年度	整備済	計画数値			
			平成26年度 末現在数	平成27年度 整備数	平成28年度 整備数	平成29年度 整備数	平成29年度 末現在数
東部	施設数		4	0	0	0	4
	定員数		54	0	0	0	54
西部	施設数		6	0	0	0	6
	定員数		99	0	0	0	99
南部	施設数		7	0	0	0	7
	定員数		99	0	0	0	99
合計	施設数		17	0	0	0	17
	定員数		252	0	0	0	252

③地域密着型特定施設入居者生活介護

圏域		年度	整備済	計画数値			
			平成 26 年度 末現在数	平成 27 年度 整備数	平成 28 年度 整備数	平成 29 年度 整備数	平成 29 年度 末現在数
東部	施設数	1	0	0	0	1	
	定員数	29	0	0	0	29	
西部	施設数	0	0	0	0	0	
	定員数	0	0	0	0	0	
南部	施設数	0	0	0	0	0	
	定員数	0	0	0	0	0	
合計	施設数	1	0	0	0	1	
	定員数	29	0	0	0	29	

④地域密着型介護老人福祉施設（定員 29 人以下の特別養護老人ホーム）

圏域		年度	整備済	計画数値			
			平成 26 年度 末現在数	平成 27 年度 整備数	平成 28 年度 整備数	平成 29 年度 整備数	平成 29 年度 末現在数
東部	施設数	1	0	0	0	1	
	定員数	29	0	0	0	29	
西部	施設数	2	0	0	0	2	
	定員数	49	0	0	0	49	
南部	施設数	2	0	0	0	2	
	定員数	58	0	0	0	58	
合計	施設数	5	0	0	0	5	
	定員数	136	0	0	0	136	

## ⑤介護老人福祉施設（定員 30 人以上の特別養護老人ホーム）

圏域 \ 年度		整備済	計画数値			
		平成 26 年度 末現在数	平成 27 年度 整備数	平成 28 年度 整備数	平成 29 年度 整備数	平成 29 年度 末現在数
東部	施設数	5	0	0	0	5
	定員数	200	0	0	0	200
西部	施設数	4	0	0	0	4
	定員数	230	0	0	0	230
南部	施設数	4	0	0	0	4
	定員数	198	0	0	0	198
合計	施設数	13	0	0	0	13
	定員数	628	0	0	0	628

## ⑥介護老人保健施設

圏域 \ 年度		整備済	計画数値			
		平成 26 年度 末現在数	平成 27 年度 整備数	平成 28 年度 整備数	平成 29 年度 整備数	平成 29 年度 末現在数
東部	施設数	1	0	0	0	1
	定員数	150	0	0	0	150
西部	施設数	1	0	0	0	1
	定員数	100	0	0	0	100
南部	施設数	2	0	0	0	2
	定員数	200	0	0	0	200
合計	施設数	4	0	0	0	4
	定員数	450	0	0	0	450

## 2 地域支援事業の見込み

### (1) 地域支援事業の概要

地域支援事業は、被保険者が介護や支援が必要な状態になることを予防するとともに、介護や支援が必要となった場合にも、可能な限り、住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるように支援する事業です。

介護保険法の改正により、従来の介護予防事業が、要支援者等に対して効果的かつ効率的な支援を可能とする「新しい総合事業」に切り替わります。

地域包括支援センターの機能を強化するとともに、①在宅医療・介護連携の推進、②生活支援サービスの体制整備、③認知症施策の推進の3事業を加え、重点施策である『地域包括ケアシステムの実現』を目指します。

#### ①介護予防・日常生活支援総合事業

区分		内容
サービス事業	訪問型サービス	訪問型サービス
	通所型サービス	通所型サービス
		さわやかアップ教室
生活支援サービス	生活支援サービス	
介護予防ケアマネジメント事業		介護予防ケアマネジメント事業
一般介護予防事業	介護予防把握事業	介護予防把握事業
	介護予防普及啓発事業	介護予防普及啓発事業
		生きがいつくり支援事業
		介護予防型健康の駅事業
		介護予防水中健康運動教室
	地域介護予防活動支援事業	地域介護予防活動支援事業
		生活管理指導員派遣事業
		生活管理指導短期宿泊事業
一般介護予防評価事業	一般介護予防評価事業	
地域リハビリテーション活動支援事業	地域リハビリテーション活動支援事業	
その他	審査支払手数料	

②包括的支援事業・任意事業

区分		事業名
包括的支援事業等	包括的支援事業	総合相談支援事業
		権利擁護事業
		包括的・継続的ケアマネジメント支援事業
	在宅医療・介護連携推進事業	在宅医療・介護連携推進事業
	生活支援体制整備事業	生活支援体制整備事業
	認知症総合支援事業	認知症総合支援事業
任意事業	介護給付等費用適正化事業	介護給付等費用適正化事業
	家族介護支援事業	徘徊高齢者家族支援サービス事業
		認知症高齢者見守り事業
		介護用品支給券支給事業
	その他	成年後見制度等利用支援事業
		住宅改修支援事業
		介護相談員等派遣事業

(2) 地域支援事業にかかる費用の見込み

従来、要支援1・2の人が利用していた介護予防訪問介護や介護予防通所介護が、平成27年度から地域支援事業に移行するため、第6期中は事業費の増加額が大きくなっています。

【地域支援事業費の見込み】

(単位：千円/年)

	第6期			第7期	第9期
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
地域支援事業費	346,283	479,917	525,050	561,157	559,481
介護予防・日常生活支援 総合事業	181,803	311,305	351,629	374,105	372,987
包括的支援事業 任意事業	164,480	168,612	173,421	187,052	186,494

### 3 サービス給付費の見込み

利用者数・利用回数の見込みをもとにした、サービスごとの給付費の推計です。

平成 27 年 8 月から、一定以上所得がある人の自己負担が 1 割から 2 割に引き上げられますが、それによる財政影響額を反映する前の数値です。

#### (1) 介護予防給付費の推計（財政影響額反映前）

(単位：千円/年)

サービスの種類		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
介護 予 防 サ ー ビ ス	介護予防訪問介護	27,718	4,180			
	介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0
	介護予防訪問看護	977	1,083	1,673	1,673	1,654
	介護予防訪問リハビリテーション	2,018	2,365	2,365	2,365	2,365
	介護予防居宅療養管理指導	554	631	707	707	707
	介護予防通所介護	99,359	12,230			
	介護予防通所リハビリテーション	7,436	8,431	8,431	8,804	8,936
	介護予防短期入所生活介護	7,315	7,718	8,458	8,867	8,537
	介護予防短期入所療養介護(老健)	0	0	0	0	0
	介護予防短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0	0
	介護予防福祉用具貸与	10,359	10,888	11,784	12,442	12,151
	特定介護予防福祉用具販売	1,744	1,995	2,059	2,384	2,101
	介護予防住宅改修	8,056	8,957	8,803	10,821	9,534
	介護予防特定施設入居者生活介護	46,182	46,103	46,103	46,103	46,103
地域 密 着	介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0
	介護予防小規模多機能型居宅介護	7,933	9,088	9,088	10,139	9,044
	介護予防認知症対応型共同生活介護	5,535	5,526	5,526	5,526	5,526
介護予防支援		22,267	19,567	16,891	17,970	17,391
合計【介護予防給付費】		247,453	138,762	121,888	127,801	124,049

## (2) 介護給付費の推計（財政影響額反映前）

（単位：千円／年）

サービスの種類		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 32年度	平成 37年度
居宅 介護 サービス	訪問介護	786,962	805,373	827,409	878,597	877,310
	訪問入浴介護	111,524	116,726	123,596	137,034	132,440
	訪問看護	74,875	75,220	76,193	79,044	77,914
	訪問リハビリテーション	22,698	24,803	27,433	33,096	32,147
	居宅療養管理指導	14,748	15,203	15,691	16,693	16,421
	通所介護	1,172,400	1,068,066	1,151,527	1,257,108	1,237,129
	通所リハビリテーション	239,331	241,794	244,289	246,884	228,655
	短期入所生活介護	1,588,618	1,664,231	1,756,479	1,915,858	1,953,011
	短期入所療養介護(老健)	59,567	61,225	65,933	69,594	67,697
	短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0	0
	福祉用具貸与	282,206	290,015	298,837	309,816	303,984
	特定福祉用具販売	12,213	12,805	13,365	14,557	13,932
	住宅改修	23,400	24,889	27,018	27,095	26,910
	特定施設入居者生活介護	220,307	219,933	219,933	219,933	219,933
	地域 密着	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	59,349	69,856	78,904	78,593
夜間対応型訪問介護		0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護		65,770	67,373	72,284	74,750	74,444
小規模多機能型居宅介護		155,505	174,916	193,269	215,287	224,400
認知症対応型共同生活介護		744,233	742,970	742,970	742,970	742,970
地域密着型特定施設入居者生活介護		60,194	60,092	60,092	60,092	60,092
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		431,662	430,929	430,929	430,929	430,929
看護小規模多機能型居宅介護		0	0	0	0	0
地域密着型通所介護			195,917	211,227	230,594	226,929
施設	介護老人福祉施設	1,857,362	1,854,209	1,854,209	1,854,209	1,854,209
	介護老人保健施設	1,152,395	1,150,439	1,150,439	1,150,439	1,150,439
	介護療養型医療施設	80,226	80,090	80,090	80,090	80,090
居宅介護支援		594,494	616,375	641,210	665,457	649,474
合計【介護給付費】		9,810,039	10,063,449	10,363,326	10,788,719	10,760,212

### (3) 標準給付費の推計

標準給付費は、予防給付と介護給付の合計（総給付費）に、「特定入所者介護サービス費」、「高額介護サービス費」等にかかる給付費を加えた総費用です。

ここでは、平成 27 年 8 月から、一定以上所得がある人の自己負担が 1 割から 2 割に引き上げられることによる財政影響額を考慮して算出しています。

平成 32 年度（5 年後）、平成 37 年度（10 年後）は、利用者数の傾向や制度がこのまま続くと仮定した場合の参考数値です。

【平成27～29年度にかかる標準給付費・第6期】

(単位：千円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	3 年間合計
①総給付費	10,037,468	10,171,572	10,453,371	30,662,411
予防給付	247,453	138,762	121,888	507,103
介護給付	9,810,039	10,063,449	10,363,326	30,236,814
財政影響額	△20,024	△30,639	△31,843	△82,506
②特定入所者介護サービス費	530,065	512,042	514,595	1,556,702
③高額介護サービス費	230,000	236,000	244,000	710,000
④高額医療合算介護サービス費	20,000	20,000	20,000	60,000
⑤算定対象審査支払手数料	14,742	15,470	16,198	46,410
支払件数(件)	162,000	170,000	178,000	510,000
1件あたり単価(円)	91	91	91	
標準給付費（①～⑤の合計）	10,832,275	10,955,084	11,248,164	33,035,523



## 【平成32年度と平成37年度にかかる標準給付費・参考推計】

(単位：千円)

	平成 32 年度	平成 37 年度
①総給付費	10,882,803	10,850,617
予防給付	127,801	124,049
介護給付	10,788,719	10,760,212
財政影響額	△33,717	△33,644
②特定入所者介護サービス費	533,945	531,962
③高額介護サービス費	254,023	253,271
④高額医療合算介護サービス費	20,000	20,000
⑤算定対象審査支払手数料	16,835	16,744
支払件数(件)	185,000	184,000
1件あたり単価(円)	91	91
標準給付費 (①～⑤の合計)	11,707,606	11,672,594

## 4 第1号被保険者の保険料

### (1) 保険給付費の負担割合

第6期の第1号被保険者負担割合は、第1号被保険者と第2号被保険者の人口比等を考慮して、第5期の21%から22%に増加しました。

なお、国から交付される調整交付金は通常5%ですが、横手市は第5期現在で約8%の交付を受けています。このため、第1号被保険者の実質の負担割合は、通常の22%よりも低い約19%に抑えることができます。

【介護サービス等にかかる費用額の財源構成（第6期）】

← 費用額 →						
保険給付費（費用額の90%）						利用者負担 （費用額の10%）
保険料 50%			公費 50%			
第1号被保険者 保険料	第2号被保険者保険料 （支払基金から交付）	調整交付金	国	県	市	
22% （※）	28% （定率）	5% （※）	20% （定率）	12.5% （定率）	12.5% （定率）	

（施設等給付費の公費部分の財源割合）

	国	県	市
調整交付金	15%	17.5%	12.5%
5% （※）	（定率）	（定率）	（定率）

※利用者負担を費用額の1割（10%）  
とした場合

調整交付金は、保険者間における後期高齢者の加入割合の相違や第1号被保険者の負担能力の相違、災害等による保険料の減免等といった格差を調整するものです。

## (2) 地域支援事業費の負担割合

地域支援事業費のうち、介護予防・日常生活支援総合事業については、半分を公費（国、県、市）で負担し、残りの半分を第1号被保険者と第2号被保険者の保険料で負担します。

また、包括的支援事業・任意事業については、78%を公費（国、県、市）で負担し、残りを第1号被保険者の保険料で負担します。

### 【地域支援事業の財源構成（第6期）】

#### ○介護予防・日常生活支援総合事業

保険料 50%		公費 50%		
第1号被保険者 保険料	第2号被保険者保険料	国	県	市
22%	28%	25%	12.5%	12.5%

※一部、利用料がある事業もあります

#### ○包括的支援事業・任意事業

保険料 22%	公費 78%		
第1号被保険者 保険料	国	県	市
22%	39%	19.5%	19.5%

※一部、利用料がある事業もあります

(3) 第1号被保険者の介護保険料の段階設定

第6期事業計画期間の保険料段階については、国が9段階の保険料所得段階設定基準を示したことから、それに基づき、第5期の段階設定を統合・分割しました。

市が独自に設定していた「合計所得金額400万円以上」の段階については、第6期においても第10段階として継続します。

なお、第1段階から第9段階までについては、国の設定基準に準じています。

ただし、低所得者に対しては、消費税財源を活用した負担軽減が段階的に実施される予定です。

【所得段階の見直し内容（低所得者に対する負担軽減反映前）】

※「課税年金収入等」とは、「課税年金収入額」と「合計所得金額」の合計

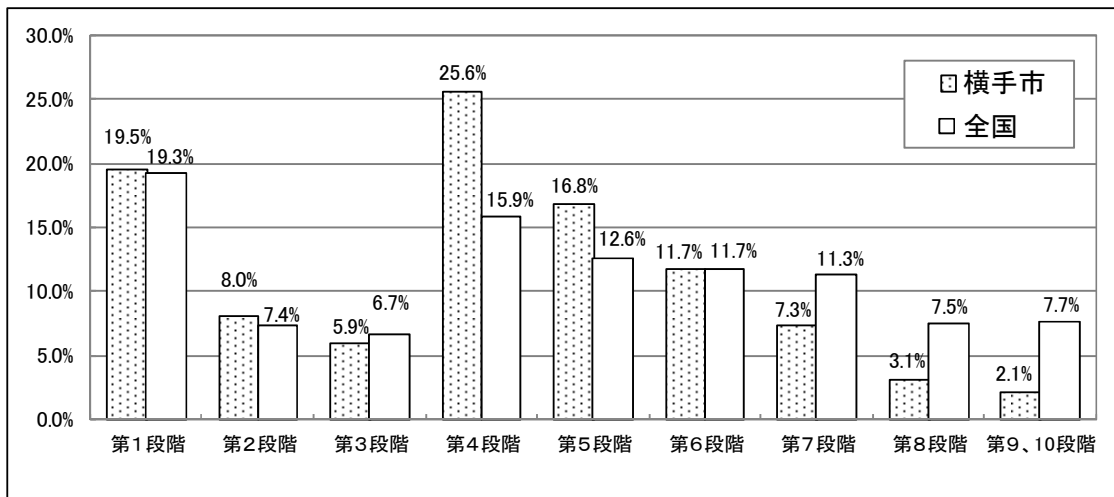
第5期 (負担割合)		第6期	対象者	基準に対する割合
第1段階 (0.5)	統合)	第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者	0.5
第2段階 (0.5)				
第3段階 (0.75)	分割)	第2段階	課税年金収入等が120万円以下	0.75
		第3段階	課税年金収入等が120万円超	0.75
第4段階 (基準)	分割)	第4段階	課税年金収入等が80万円以下	0.9
		第5段階	課税年金収入等が80万円超	1.00 (基準)
第5段階 (1.25)	分割)	第6段階	合計所得金額が120万円未満	1.2
		第7段階	合計所得金額が120万円以上190万円未満	1.3
第6段階 (1.5)	分割)	第8段階	合計所得金額が190万円以上290万円未満	1.5
		第9段階	合計所得金額が290万円以上400万円未満	1.7
第7段階 (1.75)		第10段階	合計所得金額が400万円以上	1.9

【所得段階別の負担割合と人数の見込み】

※「課税年金収入等」とは、「課税年金収入額」と「合計所得金額」の合計 (単位：人)

第6期	対象者		負担割合	平成27年度	平成28年度	平成29年度
第1段階	市民税非課税世帯	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者	0.50	6,317	6,370	6,425
		課税年金収入等が80万円以下				
第2段階	市民税非課税世帯	課税年金収入等が120万円以下	0.75	2,588	2,610	2,633
第3段階		課税年金収入等が120万円超	0.75	1,924	1,940	1,957
第4段階	市民税非課税世帯	課税年金収入等が80万円以下	0.90	8,305	8,374	8,447
第5段階		課税年金収入等が80万円超	1.00	5,459	5,505	5,553
第6段階	市民税課税世帯	合計所得金額が120万円未満	1.20	3,814	3,846	3,879
第7段階		合計所得金額が120万円以上190万円未満	1.30	2,383	2,403	2,424
第8段階		合計所得金額が190万円以上290万円未満	1.50	994	1,002	1,011
第9段階		合計所得金額が290万円以上400万円未満	1.70	268	271	273
第10段階		合計所得金額が400万円以上	1.90	412	415	418
被保険者数 (単純合計)				32,464	32,736	33,020
被保険者数 (所得段階別加入割合補正後)				29,880	30,130	30,391

【所得段階別の被保険者割合】



#### (4) 保険料の収納率

今後も、介護保険制度の趣旨を十分理解していただきながら、円滑に保険料を納付していただくよう周知を図り、収納率の向上に努めます。

【予定保険料収納率（平成 27～29 年度の平均）】

予定保険料収納率	98.50%
----------	--------

#### (5) 介護保険給付準備基金

介護保険給付準備基金は、第1号被保険者の介護保険料を適性かつ計画的に管理するために設置しています。毎年度の決算によって生じた剰余金の中から、第1号被保険者の保険料の剰余金を積み立てています。

また、予想を超える介護給付費の増加で、予算に不足が生じたとき等は、この基金から不足額を繰り入れます。

平成 26 年度末の見込み残高は、3 億 5,169 万 7,905 円で、第 6 期で 3 億 1,300 万円を取り崩すことで、保険料を引き下げます。

【介護給付費準備基金】

平成 26 年度末準備基金見込額	351,697,905 円
第 6 期中の準備基金取崩額	313,000,000 円

(準備基金見込額は平成 27 年 3 月末時点の見込み)

## (6) 保険料基準額の推計

第1号被保険者の第6期保険料基準額は、月額5,716円と算出されました。

本来であれば、月額6,025円程度の保険料が必要ですが、所得段階区分の見直し（マイナス16円相当）や介護保険準備基金の取り崩し（マイナス293円相当）により、月額5,716円に引き下げています。

【第6期の保険料基準月額の推計】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計
a. 被保険者数 ※所得段階別加入割合補正後	29,880人	30,130人	30,391人	90,401人
b. 標準給付費	10,832,275,000円	10,955,084,000円	11,248,164,000円	33,035,523,000円
c. 地域支援事業費	346,283,000円	479,917,000円	525,050,000円	1,351,250,000円
d. 第1号被保険者負担相当額 (b+c)×22%	2,459,282,760円	2,515,700,220円	2,590,107,080円	7,565,090,060円
e. 調整交付金相当額 (b×5%)	541,613,750円	547,754,200円	562,408,200円	1,651,776,150円
f. 調整交付金見込額 (b×交付率) 下段( )内は交付率の見込み	931,576,000円 (8.6%)	931,182,000円 (8.5%)	933,598,000円 (8.3%)	2,796,356,000円
g. 準備基金取崩額				313,000,000円
h. 保険料収納必要額 (d+e-f-g)				6,107,510,210円
i. 予定保険料収納率	98.5%			
J. 保険料基準月額 (h÷i÷a÷12)	5,716円			

※小数点以下の数値を省略しています。

基準月額	5,716円×12か月	= 68,592円
		↓
<b>基準額（年間保険料）</b>		<b><u>68,500円</u></b>

### (7) 低所得者に対する保険料負担の軽減

第6期では、消費税財源を活用した低所得者に対する保険料負担軽減が実施される予定で、平成27、28年度については、第1段階の負担割合が「0.5」から「0.45」に引き下げられます。

また、平成29年度については、市民税非課税世帯全体に対して、さらなる保険料負担軽減が検討されています。

この軽減にかかる費用については、国が2分の1、県と市がそれぞれ4分の1ずつ負担します。

【低所得者にかかる保険料負担率軽減のイメージ】

保険料段階	対象者		負担率	軽減後	
			平成27～29年度	平成27, 28年度	H29年度
第1段階	市世帯税の非課税が	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者	0.5	0.5	0.5
		課税年金収入額等が80万円以下		<b>0.45</b>	<b>0.3</b>
第2段階	市世帯税の非課税が	課税年金収入額等が80万円超120万円以下	0.75	0.75	0.75 ↓ <b>0.5</b>
第3段階		課税年金収入額等が120万円超	0.75	0.75	0.75 ↓ <b>0.7</b>

※「課税年金収入等」とは、「課税年金収入額」と「合計所得金額」の合計



(8) 所得段階別保険料（低所得者に対する負担軽減反映後）

低所得者に対する負担軽減が、予定どおりに実施された場合の、所得段階別保険料は次のようになります。

第1段階は、平成28年度まで第5期と同額で、平成29年度に大幅に軽減されます。

第2段階と第3段階は、いったん保険料が上がりますが、平成29年度にそれぞれ軽減されます。

また、第4段階については、消費税財源を活用した負担軽減ではなく、負担割合を見直すことにより第5期の保険料を据え置きするよう配慮しています。

【所得段階別保険料年額（低所得者に対する負担軽減反映後）】

※上段は保険料年額、下段は基準額に対する負担割合

(単位：円)

保険料段階	対象者		第5期	第6期	
				平成27,28年度	平成29年度
第1段階	市世帯税の非課税が	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者 「合計所得金額+課税年金収入額」が80万円以下	30,800 (0.5)	30,800 (0.45)	20,500 (0.3)
第2段階		「合計所得金額+課税年金収入額」が80万円超120万円以下	46,200 (0.75)	51,300 (0.75)	34,200 (0.5)
第3段階		「合計所得金額+課税年金収入額」が120万円超			47,900 (0.7)
第4段階	課世帯者に市税を課する	「合計所得金額+課税年金収入額」が80万円以下	61,600 (基準)	61,600 (0.9)	
第5段階		「合計所得金額+課税年金収入額」が80万円超		68,500 (基準)	
第6段階	本人が市民税課税	合計所得金額が120万円未満	77,000 (1.25)	82,200 (1.2)	
第7段階		合計所得金額が120万円以上190万円未満		89,000 (1.3)	
第8段階		合計所得金額が190万円以上290万円未満	92,400 (1.5)	102,700 (1.5)	
第9段階		合計所得金額が290万円以上400万円未満		116,400 (1.7)	
第10段階		合計所得金額が400万円以上		130,100 (1.9)	

※ 課税年金収入とは、老齢年金等の課税年金（遺族年金・障害年金等の非課税年金は含まれません）

※ 保険料の基準年額は、基準月額5,716円×12か月=68,500円（100円未満切捨て）

(9) 介護保険料の将来の見込み

第6期計画では、平成32(2020)年度と平成37(2025)年度の将来推計を行っています。この将来推計に基づき、現状のまま推移すると仮定すると、横手市の第1号被保険者の介護保険料基準額は、平成32年度(第7期)で月額7,000円、平成37年度(第9期)で月額7,934円となる見込みです。

横手市では、介護予防や給付等の適正化等に力を入れることで、結果的にこのような負担を可能な限り軽減できるように努めます。

【参考・これまでの保険料基準月額の推移】

(単位：円)

	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
	平成12~14年度	平成15~17年度	平成18~20年度	平成21~23年度	平成24~26年度	平成27~29年度
横手市	2,688	2,839	2,998	3,894	5,139	5,716
増田町	2,362	2,670				
平鹿町	2,396	2,700				
雄物川町	2,133	2,170				
大森町	2,785	2,984				
十文字町	2,425	2,425				
山内村	2,245	2,938				
大雄村	2,160	2,249				
前期との差額				896	1,245	577
前期比				+29.9%	+32.0%	+11.2%
秋田県			3,988	4,375	5,338	
全国			4,090	4,160	4,972	

## 5 介護給付等に要する費用の適正化

介護給付の適正化は、適切なサービスの確保と費用の効率化を図ることで、介護保険制度への信頼を高め、持続可能な制度の構築を目指しています。

横手市では、「第3期秋田県介護給付適正化計画」に基づき、具体性・実効性のある取り組みを推進します。

### (1) 要介護認定の適正化

申請区分や直営・委託に関わらず、認定調査の結果について、実際の調査従事者以外の職員が確認し、適切・公平な要介護認定の確保を図ります。

### (2) ケアプランの点検

利用者の身体状況等と整合性が取れないケアプランになっていないか、自立支援に資する適切なケアプランになっているか等に着目してケアプランの点検を実施します。

おおむね3か月に1回、システムによる抽出確認を行うほか、事業者に対する実地指導に同行し、ケアプランの内容を確認します。

(単位：件、円)

審査年度 項目		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度※	
		過誤実績	効果	過誤実績	効果	過誤実績	効果
システム抽出、実 地指導による過誤	件数			26	26	179	179
	金額			398,150	24,000	27,980,111	2,332,380

※「効果」は、実績を過誤調整により取下げし、再請求を行った額を考慮した実質的な効果額

※平成 26 年度は平成 27 年 1 月審査分までの実績

### (3) 住宅改修等の点検

#### ①住宅改修の点検

事前申請時・支給申請時に、適切な改修であるか、事前申請どおりの改修となっているかを確認し、疑義のあるケースについて、訪問による現況確認を実施します。

#### ②特定福祉用具購入・福祉用具貸与に関する調査

特定福祉用具購入費の支給申請時に、身体状況等に合致した福祉用具が利用されているかを確認し、疑義のあるケースについて、訪問による現況確認を実施します。

福祉用具貸与については、おおむね3か月に1度、身体状況等に合致した福祉用具が利用されているかを抽出して確認します。

### (4) 縦覧点検・医療情報との突合

引き続き、縦覧点検・医療情報との突合を国保連合会に委託し、介護報酬請求の適正化を図ります。

#### ①縦覧点検

過去に介護給付費を支払った請求について、複数月の請求における算定回数の確認やサービス間・事業所間の給付の整合性を確認します。

横手市では、縦覧点検を平成17年度から実施しています。

(単位：件、円)

審査年度 項目		平成24年度		平成25年度		平成26年度(見込)	
		過誤実績	効果	過誤実績	効果	過誤実績	効果
A. 算定期間回数	件数	32	32	33	33	39	39
	金額	663,628	220,800	777,881	156,351	1,778,768	134,194
B. 重複請求	件数	19	19	123	123	6	6
	金額	179,946	162,432	587,322	570,240	93,168	50,409
C. 居宅介護支援	件数	12	12	12	12	8	8
	金額	151,980	126,480	141,480	141,480	84,740	84,740
合計	件数	63	63	168	168	53	53
	金額	995,554	509,712	1,506,683	868,071	1,956,676	269,343

※「効果」は、実績を過誤調整により取下げし、再請求を行った額を考慮した実質的な効果額

②医療情報との突合

過去に介護給付費を支払った請求について、医療給付情報と突合し請求内容を確認します。横手市では、医療情報との突合を平成16年度から実施しています。

(単位：件、円)

審査年度 項目		平成24年度		平成25年度		平成26年度(見込)	
		過誤実績	効果	過誤実績	効果	過誤実績	効果
医療情報との突合	件数	5	5	2	2	1	1
	金額	255,240	22,950	9,000	△1,440	4,527	1,899

※「効果」は、実績を過誤調整により取下げし、再請求を行った額を考慮した実質的な効果額

(5) 介護給付費通知

引き続き、国保連合会で審査決定された給付実績等をもとに、年3回、介護給付費通知を作成します。介護給付費通知を受給者に通知することで、支払った利用者自己負担分との相違がないかなどの確認を促します。

横手市では、平成20年度から介護給付費通知を実施しています。

		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
介護給付費通知	回数	3回		3回		2回	
	人数	5月	4,972人	5月	5,438人	5月	※実施見送り
		9月	5,147人	9月	5,535人	9月	4,376人
		1月	5,471人	1月	5,592人	1月	4,352人
○5月発送 (12～3月提供分) ○9月発送 (4～7月提供分) ○1月発送 (8～11月提供分)	備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・A4版の通知方式</li> <li>・通知は独自作成</li> <li>・資格喪失者を除く</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・A4版の通知方式</li> <li>・通知は独自作成</li> <li>・資格喪失者を除く</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・圧着ハガキ方式</li> <li>・国保連合会に委託(発送のみ市が対応)</li> <li>・施設入所者を除く</li> <li>・資格喪失者を除く</li> </ul>	
		※実施方法の変更による調整のため。					

(6) 給付実績の活用

国保連合会では、介護報酬の不適正な請求の発見等を支援する「介護保険給付適正化システム」を導入し、保険者に情報提供を行っています。

横手市では、引き続き、国保連合会から定期的に提供される情報(1次加工)やウェブ検索機能による情報(2次加工)を分析して、利用者のサービス利用や事業者のサービス提供体制にかかる不適切事例の発見に活用します。